

にしみたか学園 三鷹市立井口小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び所在地

第1条 この会は、にしみたか学園三鷹市立井口小学校 P T A と称し、東京都三鷹市井口三丁目7番11号を所在地とする。

第 2 章 目的

第2条 児童の健やかな成長を図るために、家庭と学校が連携を図り、保護者と教師の共通理解と協力関係を一層深め、教育活動の円滑な推進を図る。

第 3 章 方針

第3条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. この会は、特定の政党宗派にかたよることなく、また、営利的な行為は一切行わない。
2. この会は、児童の幸福のためはたらく、本会の目的に合致する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
3. この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制、干渉を受けない。
4. この会は、学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第 4 章 会員及び相談役

第4条 この会の会員になることができる者は、にしみたか学園三鷹市立井口小学校に在籍する児童の保護者、副校長、教員とする。

校長は相談役とし、いずれの会議にも出席、発言することができる。

第 5 章 入会及び退会

第5条 この会への入会及び退会は任意とし、会員は全て平等の権利及び次の義務を有する。

1. 会員は会費を納める。
2. この会への入会及び更新の意思確認は、入会届の提出によって行う。
3. 退会に当たっては、退会届を提出する。

なお、会員の児童が卒業、転学又は退学した時は、退会したものとする。

第 6 章 役員及び会計監査

第6条 この会には次の役員及び会計監査を置く。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 3~10名 (保護者 2~9・副校長 1)
3. 書記 3~4名 (保護者 2~3・教員 1)
4. 会計 3名 (保護者 2・教員 1)
5. 会計監査 1~2名 (原則前任の会計保護者役員)

第7条 役員及び会計監査の任期は次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計の任期は1年とする。
2. 会長、副会長、書記、会計のいずれかを1任期以上務めた場合、次年度以降の在校中の役員への任は免除となる。ただし、再任を妨げるものではない。
3. 会計監査の任期は1年とする。

第8条 役員は、規約第11章第26条に定める方法で選挙される。

第9条 役員及び会計監査の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総覽し、この会を代表する。又、総会を招集し、必要に応じて役員会、運営委員会を招集し、司る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
3. 書記は総会、運営委員会の議事を記録し、その内容を通知する。
4. 会計は、この会の全ての金銭収支を記録し、総会で報告する。
5. 会計監査は必要に応じて、年度の会計を監査して、結果を翌年度の総会で報告する。

第7章 総会

第10条 総会は、全会員を以て構成され、この会の最高議決機関とする。

第11条 総会では、議長1名を会員の互選で選出する。

総会は、会員の4分の1以上が出席しなければ成立しない。

ただし、委任状の提出又は指定されたWebページ等において出席の意思表示を行うことにより出席扱いとし、議長に議決を一任できる。議事は、出席者の過半数で決する。

第12条 毎年、定期総会を開催し、前年度の決算報告の承認、新年度役員及び会計監査の承認、年度予算、その他緊急事項等に対する審議並びに承認を行う。

第13条 総会の日時、場所及び議題は、総会の1週間前頃までに全会員に通知する。

第14条 運営委員会又は会計監査が必要と認めた場合、もしくは会員の5分の1以上の請求があつた場合は、臨時に総会を開催する。

第8章 役員会

第15条 役員会は、全役員によって構成する。会長が必要に応じて招集・開催する。

第16条 役員会は、会長、副会長を中心に、臨時の運営委員会や情報機器等を有効に活用するなどして、各学年委員の活動分担及び活動状況について適宜掌握する。

第17条 役員会は、臨時の運営委員会を招集・開催することができる。当該年度内に検討しなければならない案件について、企画、改善策を提案し、必要に応じて、運営委員会の承認を得る。

第9章 運営委員会

第18条 運営委員会は、全役員及び全学年委員によって構成する。構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第19条 定例の運営委員会は、年度始め及び年度末に開催する。年度始めは、新役員、新学年委員の顔合わせ、各役割分担の活動計画の確認、予算案原案の確認、その他の事項を確認する。年度末は、当該年度の各部の活動内容から翌年度の活動内容の検討、新年度活動案の立案、その他検討事項の議事を行う。

第20条 運営委員の2分の1以上が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。

第 10 章 学年委員

第 21 条 学年委員は、各学級から最大 2 名を選出する。

なお、選出は立候補制とする。

第 22 条 学年委員は以下のことを行う。

1. 各学級の保護者の代表として、各種の連絡・調整を行う。

2. 所定のパトロールプレートを自転車などに装着し、普段から地域の安全に気を配る。

第 11 章 P T A 役員選出委員会

第 23 条 次年度の P T A 役員の選出はその一切を P T A 役員選出委員会が行う。

第 24 条 P T A 役員選出委員会は、第 1 ~ 5 学年の各学級より選出された委員で構成され、委員長、副委員長を置く。

委員は原則、次年度の役員の候補者になることができないが、役員候補者が規定数に満たない場合やその他 P T A 役員選出委員長及び役員会がやむを得ない事由であると認めた場合に限り、立候補することができる。

第 25 条 任期は定期総会から次の年度の定期総会までの 1 年間とし、役員候補者を定期総会に提案し、承認を受けた後、全会員に周知する。

第 26 条 P T A 役員選出委員会は、会員より次年度役員について立候補及び推薦を募り、役員候補者の人選を行う。

第 27 条 P T A 役員選出委員は、立候補及び推薦された候補者の情報について、一切の守秘義務を負う。

第 12 章 卒業対策委員会

第 28 条 卒業対策委員は、第 6 学年の各学級から選出する。

なお、選出は立候補制とする。

第 29 条 卒業対策委員は、卒業に当たっての諸行事や関連業者との調整などを行う。

第 13 章 井口小ダディーズ（おやじの会）

第 30 条 井口小ダディーズは、希望する男性の会員で組織し、本校 P T A の本旨にそって活動する P T A 内の組織である。

第 31 条 井口小ダディーズは、別に会則を定め、学校や P T A の諸活動に協力し、活動する。

第 14 章 学校行事への協力

第 32 条 会員は学校が開催する行事の実施に際し、必要に応じてボランティアとして協力するものとする。

第 15 章 会計

第 33 条 P T A 会費として保護者については一世帯当たり、教員については 1 人当たり年間会費 1,500 円を徴収する。

年度途中での転入があった場合は、転入日の属する学期を含む残りの学期数に応じて会費

を徴収する。なお、年度途中で退会した場合の返金は行わない。

第34条 会費変更については、運営委員会で協議し、定期総会で決定する。

第35条 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第36条 会計監査は、原則前年度の会計役員が行う。

ただし、前年度役員が退会するなどの理由により欠員が生じる場合には、PTA会長と相談役である校長が協議の上、欠員補充の要否を判断し、欠員を補充する場合には、会計監査の任務を適正に実施できると認められる保護者を会計監査に選出する。

第16章 慶弔費

第37条 PTAの会員等の慶弔（死亡、結婚及び出産）に際して、贈る金額は次の通りとする。

1. 本会会員は、5,000円とする。
2. 児童は、5,000円とする。（他に生花）
3. 教職員（会員）は、5,000円とする。（他に生花）
4. 教職員（会員）の実父母、配偶者、及びその子は、5,000円とする。

第38条 第37条の規定以外に係る慶弔の場合は、会長、副会長で協議する。

第17章 規約の改定

第39条 本規約の改定が必要となった場合は、役員会で発議し、運営委員会の議事を経て、総会で承認を得る。

第18章 個人情報取扱要領

第40条 この会の個人情報の保護については、個人情報取扱要領を別に定める。

附則

この規約は、平成26年5月7日から実施する。

この規約は、平成27年4月30日から一部改定実施する。

この規約は、平成30年5月2日に一部改定実施する。

この規約は、令和2年6月27日に一部改定実施する。

この規約は、令和3年4月21日から一部改定実施する。

この規約は、令和4年4月27日から一部改定実施する。

この規約は、令和4年10月31日から一部改定実施する。

この規約は、令和5年4月26日から一部改定実施する。